マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称　　大阪本社

拠点所在地　　大阪府大阪市西区新町1-4-26　四ツ橋グランドビル2F

令和6年6月1日現在

派遣 労働者数	派遣先 事業者数	①労働者派遣の料金 （1日8時間当たりの平均）	②派遣労働者の賃金 （1日8時間当たりの平均）	マージン率 （①－②）÷① ※注1
2	2	36,124	19,075	47.2%

※注1：マージン率とは
派遣先よりアリスタソリューション株式会社に支払われる派遣料金から、
派遣労働者に支払う賃金を差し引いた
残りの額が「マージン」であり、コレを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と
言います。

2. 教育訓練に関する事項

セキュリティー講習、人材派遣のシステム、安全衛生教育

3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒　締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　　全ての派遣労働者

当該労使協定の有効期間の終期　　令和7年3月31日

☐　締結していない